

燃料価格高騰の影響を受けている農業事業者の皆さまへ

施設園芸、茶・大麦若葉加工に要した燃料購入費の支援をします

佐賀県では、さが園芸888運動を推進するため、物価高騰の影響を受けながらも施設園芸、茶・大麦若葉加工に取り組む皆さまの負担軽減を図り、経営の継続を促す支援を行います

支援内容

対象期間中に、園芸施設の加温及び茶や大麦若葉の乾燥に用いた**A重油、灯油、LPガス**の使用量に応じて支援金を交付します。

申請期間

【茶・大麦若葉】 令和8年 5月1日(金) から 令和8年 5月29日(金)まで

【施設園芸】 令和8年 9月1日(火) から 令和8年 9月30日(水)まで

支援対象期間

【茶】 令和7年 4月 から 令和7年10月まで

【大麦若葉】 令和7年12月 から 令和8年 3月まで

【施設園芸】 令和7年10月 から 令和8年 6月まで

支援単価

A重油	6.25円/L
灯油	6.60円/L
LPガス	8.25円/kg

支援金交付イメージ

支援対象期間中に購入したA重油、灯油、LPガスの**各購入数量**に**支援単価**を乗じた値の合計が支援金額となります(ただし千円未満切捨て)。

例1 支援対象期間中の購入数量がA重油3,300Lの場合
 $3,300\text{L} \times 6.25\text{円/L} = 20,625\text{円} \rightarrow \text{支援金額} 20,000\text{円}$

例2 支援対象期間中の購入数量がA重油14,000L、灯油6,000Lの場合
 $(14,000\text{L} \times 6.25\text{円/L}) + (6,000\text{L} \times 6.60\text{円/L}) = 127,100\text{円} \rightarrow \text{支援金額} 127,000\text{円}$

※申請数量がA重油160L未満、灯油152L未満、LPガス122kg未満の方は、支援金額が千円未満となるため、支援の対象外となります。

交付の条件

- ☒ 佐賀県内に居住し、申請日において燃料を使用する加温施設で農業を営んでいる、燃料を使用する茶工場で茶又は大麦若葉の加工を行っている、茶又は大麦若葉を生産している、いずれかに該当すること。
- ☒ 燃料高騰に備えて、セーフティネットへの加入や省エネ技術の導入等に取り組んでいること又は、今後取り組む意向があること。

【注意】令和8年度中に、申請者が加温を伴う施設園芸や茶、大麦若葉の栽培を中止した場合、虚偽の申請を行った場合は返還の対象となります。

支援事業とセーフティネット事業の違い

施設園芸等燃料価格高騰対策 施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業に加入している方で、補填対象となった燃料分も当支援事業で申請可能です。

園芸農業物価高騰対応支援事業		施設園芸・茶 セーフティネット構築事業	
・ 物価高騰の影響を受けて経営が悪化している施設園芸農家等の負担の軽減を図り、経営の継続を促す ・ 対象期間に使用した燃料使用量に応じて支援金を交付	事業概要	・ 燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換 ・ 国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金を交付	
施設園芸の加温用、茶・大麦若葉の乾燥等の加工用に供するA重油、灯油、LPガス	対象燃料	施設園芸の加温用、茶の乾燥等の加工用に供するA重油、灯油、LPガス ※大麦若葉は対象外	
【茶】令和7年4月～令和7年10月まで 【大麦若葉】令和7年12月～令和8年3月まで 【施設園芸】令和7年10月～令和8年6月まで	対象期間	【茶】3月～11月までの期間 【施設園芸】10月～翌6月までの期間 ※支援対象者が設定した期間	
【茶・大麦若葉】令和8年5月1日～5月29日 【施設園芸】令和8年9月1日～9月30日	受付期間 (募集期間)	【茶】例年1月頃 【施設園芸】例年5月～6月頃 ※それぞれ加入申込み時期は年1回です	
【茶・大麦若葉】令和8年8月頃予定 【施設園芸】令和8年12月～令和9年1月頃予定 (対象期間中の購入数量×支援単価 = 支援金) ※千円未満切捨て	交付時期	補填対象期間中、月次の購入数量に基づき、発動次第で月ごとに交付 (月次購入数量×補填割合×補填金単価 = 補填金) ※奇数円は1円切捨て	
支援団体(セーフティネット事業の支援対象者)又は農業者個人での申請	申請者単位	支援対象者ごとの申請 ・ 農業協同組合や3戸以上の農業者で組織する団体 ・ 農業従事者5名以上で構成する農業者 ※加入要件あり	

※セーフティネット未加入の方で、セーフティネット事業に加入希望の方はご相談ください

必要な書類

- ・ 申請書兼請求書 ※所定の様式有り
- ・ 誓約書(自署) ※所定の様式有り
- ・ 対象期間中の燃料購入数量が分かる書類 例)納品書や請求書等、燃料会社が発行した購入証明書
- ・ 購入代金の支払いが確認できる書類 例)領収書やレシート、振込明細、引落し記録(通帳コピー)等
- ・ 本人確認書類 例)運転免許証のコピー
- ・ 振込先口座の確認書類 例)通帳見開き1ページ目のコピー

申請の内容によってはその他必要な書類があるため、事務局からご連絡いたします。

申請方法

- ① 国のセーフティネット事業に加入している方 ➡事業の支援を行う窓口(JA等支援団体)を通して申請が可能です
- ② 加入していない方(スマホ等をお持ちの方) ➡下記フォームからオンライン申請が可能です
- ③ 加入していない方(スマホ等をお持ちでない方) ➡下記宛てに申請書類を郵送でお送りください

※申請は1名につき1件となります。申請方法は、支援団体を通じて申請するか、個人で申請するかのいずれかとなります。

オンライン申請フォーム



<https://logoform.jp/f/UpkhX>

郵送先

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県農業再生協議会事務局
(佐賀県農林水産部園芸農産課内)